

考査項目別運用表（公共建築工事）

 R7.4.1 適用
 （建築、電気、機械・検査員用）

考査項目	細 別	対 象	a	b	c	d	e
			施工管理が優れている	施工管理が良好である	施工管理が適切である	施工管理がやや不適切である	施工管理が不適切である
2. 施工状況	I. 施工管理		【評価対象項目】 ☐ ①契約約款第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。 ☐ ②施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 ☐ ③施工計画書に、出来形・品質確保のための記載があり、管理のための方法が確認できる。 ☐ ④施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。 ☐ ⑤工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。 ☐ ⑥使用する材料、機材の搬入後の管理が適切であることが確認できる。 ☐ ⑦一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。 ☐ ⑧建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。 ☐ ⑨社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。 ☐ ⑩独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。 ☐ ⑪工事の関係書類及び資料の整理がよい。 ☐ ⑫施工体制台帳、施工体系図が整備されている。 ☐ ⑬その他（ ）			（減点）該当すればd評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	（減点）該当すればe評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
			該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満b 該当項目が60%以上80%未満c 該当項目が60%未満.....d			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝{()評価数/()対象評価項目数}×100	

考査項目別運用表（公共建築工事）

考査項目	細 別	対 象	a	b	c	d	e
			施工管理が優れている	施工管理が良好である	施工管理が適切である。	施工管理がやや不適切である	施工管理が不適切である
2. 施工状況	I. 施工管理		【評価対象項目】 ☐ ①契約約款第18条に基づく設計図書の照査結果を、適切に処理していることが確認できる。 ☐ ②施工計画書が、設計図書及び現場条件を反映した内容となっていることが確認できる。 ☐ ③施工計画書の記載内容と現場施工方法が、一致していることが確認できる。 ☐ ④工事記録の整備が、適切に行われていることが確認できる。 ☐ ⑤一工程の施工の確認の報告が、適切に行われていることが確認できる。 ☐ ⑥建設廃棄物の処分及び建設副産物等のリサイクルへの取り組みが、適切に行われていることが確認できる。 ☐ ⑦社内検査が計画的に行われ、出来形、品質等の管理を工事全般にわたって十分に行っていることが確認できる。 ☐ ⑧独自のチェックリスト等の管理基準により、日常的に管理されていることが確認できる。 ☐ ⑨工事の関係書類及び資料の整理がよい。 ☐ ⑩その他（施工体制台帳、施工体系図が整備されている。）			（減点）該当すれば d 評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督職員から文書による改善指示を行った。	（減点）該当すれば e 評価とする。 ☐ 施工管理に関して、監督職員からの文書による改善指示に従わなかった。
			該当項目が 9 0 % 以上 a 該当項目が 8 0 % 以上 9 0 % 未満の場合 b 該当項目が 6 0 % 以上 8 0 % 未満の場合 c 該当項目が 6 0 % 未満の場合 d			①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する ③評価値（ % ）＝ { （ ） 評価数 / （ ） 対象評価項目数 } × 100	

考査項目別運用表（公共建築工事）

考査項目	細 別	対 象	a	a ^〳	b	b ^〳	c	d	e
			出来形が特に優れている	出来形が優れている	出来形が特に良好である	出来形が良好である	出来形が適切である	出来形がやや不適切である	出来形が不適切である
3. 出来形及び出来ばえ	I. 出来形		【評価対象項目】 ☐ ①承諾図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ②施工図等が、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ③施工計画書等で出来形の管理基準を設定し、計画に基づく管理を実施していることが確認できる。 ☐ ④出来形の管理記録の整備が、良好であることが確認できる。 ☐ ⑤出来形の管理方法が、工夫されていることが確認できる。 ☐ ⑥現場における出来形が、設計図書を満足し、適切な施工であることが確認できる。 ☐ ⑦現場における出来形が良好で、施工の精度が高い。 ☐ ⑧不可視部分となる出来形が、工事写真、施工記録により、確認できる。 ☐ ⑨解体又は撤去工事の場合、撤去対象物の範囲等が確認でき、適切な処分をしていることが確認できる。 ☐ ⑩その他 理由：					（減点）該当すれば d 評価とする ☐ 出来形の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。	（減点）該当すれば e 評価とする ☐ 出来形が不適切であったため、工事請負契約約款第32条に基づく修補指示を検査職員が行った。
			該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満a ^〳 該当項目が70%以上80%未満b 該当項目が60%以上70%未満.....b ^〳 該当項目が50%以上60%未満.....c 該当項目が50%未満.....d					① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝{()評価数/()対象評価項目数}×100	

※ 1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

※1. 出来形の対象は「材料、機材」と「施工の完了したもの」であり、工事目的物の形状、寸法、位置、数量並びに管理記録と設計図書を対比することにより評価を行う。

考査項目別運用表（公共建築工事）

 R7.4.1 適用
 （建築・検査員用）

考査項目	細 目	対 象	a	a [〃]	b	b [〃]	c	d	e																		
			品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である																		
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品 質 建築工事	【評価対象項目】 ☐ ①材料・製品の品質が、製作図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ ③材料の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ ④品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 ☐ ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑥建具、ユニット等の性能及び機能に関する確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑦躯体工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ ⑧内外仕上げ工事における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ ⑨その他の工事（躯体・内外仕上げを除く）における施工の品質が、施工記録等により確認でき、良好であることが確認できる。 ☐ ⑩不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ ⑪中間技術検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ ⑫その他 理由：	(減点) 該当すればd評価とする ☐ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。			(減点) 該当すればe評価とする ☐ 品質が不適切であったため、工事請負契約約款第32条に基づく修補指示を検査職員が行った。																					
	工事比率																										
			① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = { () 評価数 / () 対象評価項目数 } × 100																								
			工事比率の算出 <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: right;">請負金額</td> <td style="text-align: right;">千円</td> <td style="text-align: right;">建築</td> <td style="text-align: right;">千円</td> <td style="text-align: right;">その他</td> <td style="text-align: right;">千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">(建築金額</td> <td style="text-align: right;">千円</td> <td style="text-align: center;">÷</td> <td style="text-align: right;">請負金額</td> <td style="text-align: right;">千円)</td> <td style="text-align: right;">× 100 =</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td style="text-align: right;">%</td> </tr> </table> 評価 (建築評価値 % × 工事比率 % + その他評価値 % × 工事比率 %) ÷ 100 = %							請負金額	千円	建築	千円	その他	千円	(建築金額	千円	÷	請負金額	千円)	× 100 =						%
請負金額	千円	建築	千円	その他	千円																						
(建築金額	千円	÷	請負金額	千円)	× 100 =																						
					%																						

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。

※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

考査項目別運用表（公共建築工事）

考査項目	細 別	対 象	a	a´	b	b´	c	d	e
			品質が特に優れている。	品質が優れている。	品質が特に良好である。	品質が良好である。	品質が適切である。	品質がやや不適切である。	品質が不適切である。
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質	【評価対象項目】 ☐ ①対象工事の分別解体等、計画内容について「発注者」への適切な説明がなされたことが確認できる。 ☐ ②分別解体及び再資源化が適切に行われたことが確認できる。 ☐ ③解体作業手順が施工計画書に基づいて安全に行われていることが確認できる。 ☐ ④建設廃棄物処理の委託契約書及びマニフェストが適切に整備保管されている。 ☐ ⑤再資源化等の完了確認及び「発注者」への報告が適切に行われたことが確認できる。 ☐ ⑥不可視部分が段階確認等で適切に行われていることが確認でき、写真記録等も整備されている。 ☐ ⑦積み込み・搬出等を含む各施工段階の状況が明確に判断できるよう、創意工夫を持って写真管理を行っている。 ☐ ⑧振動、騒音、埃及び安全対策を講じるなど、隣接する住居等への配慮がされていることが確認できる。 ☐ ⑨石綿の飛散防止対策(作業実施の届出、作業基準の遵守等規制措置) の徹底と実施内容を掲示していることが確認できる。 ☐ ⑩その他（理由： 該当項目が90%以上・・・・・・・・・・ a 該当項目が80%以上90%未満・・・・・・・・ a´ 該当項目が70%以上80%未満・・・・・・・・ b 該当項目が60%以上70%未満・・・・・・・・ b´ 該当項目が50%以上60%未満・・・・・・・・ c 該当項目が50%未満・・・・・・・・・・ d	（減点）該当すれば d 評価とする。 ☐ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。					（減点）該当すれば e 評価とする。 ☐ 品質が不適切であったため、工事請負契約約款第32条に基づく修補指示を検査職員が行った。	
			①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ %）＝ {（ ） 評価数/（ ） 対象評価項目数} ×100						

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。
 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

考査項目別運用表（公共建築工事）

考査項目	細 目	対 象	a	a´	b	b´	c	d	e
			品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品 質 電気設備工事 受変電設備工事		【評価対象項目】 ☐ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ ④品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 ☐ ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 ☐ ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 ☐ ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ ⑩中間技術検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ ⑪運転・点検上の表示及び危険個所などの表示等が明確で解りやすい。 ☐ ⑫その他 理由：					（減点）該当すれば d 評価とする ☐ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。	（減点）該当すれば e 評価とする ☐ 品質が不適切であったため、工事請負契約約款第32条に基づく修補指示を検査職員が行った。
	工事比率								

① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。
 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。
 ③ 評価値(%) = { () 評価数 / () 対象評価項目数 } × 100

該当項目が90%以上.....a
 該当項目が80%以上90%未満a´
 該当項目が70%以上80%未満b
 該当項目が60%以上70%未満.....b´
 該当項目が50%以上60%未満.....c
 該当項目が50%未満.....d

工事比率の算出
 請負金額 千円 電気 千円 その他 千円
 (電気金額 千円 ÷ 請負金額 千円) × 100 = %
 評価
 (電気評価値 % × 工事比率 % + その他評価値 % × 工事比率 %) ÷ 100 = %

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。
 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

考査項目別運用表（公共建築工事）

考査項目	細目	対象	a	a´	b	b´	c	d	e		
			品質が特に優れている	品質が優れている	品質が特に良好である	品質が良好である	品質が適切である	品質がやや不適切である	品質が不適切である		
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅱ. 品質 暖冷房衛生設備工事 機械設備工事	【評価対象項目】 ☐ ①機材の品質が、承諾図等により確認でき、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ②施工の各段階における完了時の試験及び記録の方法が、適切であることが確認できる。 ☐ ③機材の品質確認記録の内容が、適切であることが確認できる。 ☐ ④品質の確認結果が、分かりやすく整理されていることが確認できる。 ☐ ⑤施工の品質が適切であり、設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑥施工の品質が、試験や検査等の結果の記録により、優れていることが確認できる。 ☐ ⑦システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法が適切であり、記録の内容が設計図書を満足していることが確認できる。 ☐ ⑧システムの性能及び機能に関する試運転の確認方法に工夫がある。 ☐ ⑨不可視部分となる品質が、工事写真、施工記録により確認できる。 ☐ ⑩中間技術検査や既済検査での工夫や良好な施工の品質が、継続して確認できる。 ☐ ⑪運転・点検上の表示及び危険個所などの表示等が明確で解りやすい。 ☐ ⑫その他理由： 該当項目が90%以上.....a 該当項目が80%以上90%未満a´ 該当項目が70%以上80%未満b 該当項目が60%以上70%未満.....b´ 該当項目が50%以上60%未満.....c 該当項目が50%未満.....d	(減点) 該当すればd評価とする ☐ 品質の管理に関して、監督職員が文書で指示を行い改善された。	(減点) 該当すればe評価とする ☐ 品質が不適切であったため、工事請負契約約款第32条に基づく修補指示を検査職員が行った。							
	工事比率				① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = {()評価数/()対象評価項目数} × 100						
					工事比率の算出 請負金額 千円 機械 千円 その他 千円 (機械金額 千円 ÷ 請負金額 千円) × 100 = % 評価 (機械評価値 % × 工事比率 % + その他評価値 % × 工事比率 %) ÷ 100 = %						

※1. 目的物の品質の水準を評価すること。
 ※2. 品質の対象は、「材料、機材」と「施工が完了したもの（システムを含む）」があり、工事目的物の品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書を対比することにより技術的な評価を行う。

考査項目別運用表（公共建築工事）

考査項目	細目	対象	a	b	c	d
			全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 建築工事		【評価対象項目】 ☐ ①きめ細かな施工がなされている。 ☐ ②全般的に仕上がりが良好である。 ☐ ③関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ☐ ④使用者の安全に対する配慮に優れている。 ☐ ⑤使い勝手に対する配慮に優れている。 ☐ ⑥建具、仕上ユニット等の仕上がりの状態が良好で、作動状態も良好である。 ☐ ⑦色調が均一であり、色むら等が無く、全体的な仕上がりが良好である。 ☐ ⑧材料・製品の割付や通り等が良く、全体的な出来ばえが良好である。 ☐ ⑨壁や床、水勾配等の仕上がりの状態が良好である。 ☐ ⑩外構や植栽等の全体的な仕上がりが良好である。 ☐ ⑪保全に配慮した施工がなされている。 ☐ ⑫その他 該当項目が80%以上……………a 該当項目が70%以上80%未満……………b 該当項目が70%未満……………c			(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 出来ばえが劣っている。
	工事比率					
			①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%)＝{()評価数/()対象評価項目数}×100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。			
			工事比率の算出 請負金額 千円 建築 千円 その他 千円 (建築金額 千円 ÷ 請負金額 千円) × 100 = % 評価 (建築評価値 % × 工事比率 % + その他評価値 % × 工事比率 %) ÷ 100 = %			

※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。
 ※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

考查項目別運用表（公共建築工事）

考查項目	細 別	対 象	a	b	c	d
			全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている。
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ		【評価対象項目】 ☐ ①隣接する住居等への配慮をし、周辺環境に影響を及ぼすことがなかった。 ☐ ②清掃及び後片付けの状況がよい。 ☐ ③解体後の土地の雨水排水等に適切な配慮がなされている。 ☐ ④関連工事（工種）又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ☐ ⑤工作物等の仕上がりが良好である。 ☐ ⑥整地の状態が良好である。 ☐ ⑦維持管理に配慮した施工がなされている。 ☐ ⑧その他			（減点）該当すればd評価とする。 ☐ 出来ばえが劣っている。
			該当項目が80%以上・・・・・・・・・・ a 該当項目が70%以上80%未満の場合・・・・・・ b 該当項目が70%未満の場合・・・・・・ c			
			①「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ②削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③評価値（ %）＝ {（ ）評価数/（ ）対象評価項目数} ×100 ④評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当しても c 評価とする。			

※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。
 ※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

考査項目別運用表（公共建築工事）

考査項目	細 目	対 象	a	b	c	d	
			全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ 電気設備工事 受変電設備工事	【評価対象項目】 ☐ ①きめ細かな施工がなされている。 ☐ ②現場状況に応じた施工上の配慮がなされている。 ☐ ③配管、機器等の収まりが良い。 ☐ ④関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ☐ ⑤機器又はシステムをよく理解して施工している。 ☐ ⑥環境負荷低減への対策が優れている。 ☐ ⑦運転操作の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ ⑧保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ ⑨利用者の安全性への配慮がなされている。 ☐ ⑩その他 ① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = { () 評価数 / () 対象評価項目数 } × 100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。 該当項目が80%以上.....a 該当項目が70%以上80%未満b 該当項目が70%未満.....c	工事比率				(減点) 該当すればd評価とする。 ☐ 出来ばえが劣っている。
	工事比率						

工事比率の算出

請負金額

千円

電気

千円

その他

千円

(電気金額 千円 ÷ 請負金額 千円) × 100 = %

評価

(電気評価値 % × 工事比率 % + その他評価値 % × 工事比率 %) ÷ 100 = %

※1. 全体的な仕上がり状態、機能进行评估する。
 ※2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

考査項目別運用表（公共建築工事）

考査項目	細 目	対 象	a	b	c	d	
			全体的な完成度が優れている	全体的な完成度が良好である	全体的な完成度が適切である	全体的な完成度が劣っている	
3. 出来形及び出来ばえ	Ⅲ. 出来ばえ	【評価対象項目】 ☐ ①きめ細かな施工がなされている。 ☐ ②現場状況に応じた施工上の配慮がなされている。 ☐ ③配管、機器等の収まりが良い。 ☐ ④関連工事(工種)又は既存部分との調整がなされ、調和が良い仕上がりである。 ☐ ⑤機器又はシステムをよく理解して施工している。 ☐ ⑥環境負荷低減への対策が優れている。 ☐ ⑦運転操作の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ ⑧保守点検等の容易さを確保するための配慮がなされている。 ☐ ⑨利用者の安全性への配慮がなされている。 ☐ ⑩その他	① 「対象」欄にチェックボックスがある項目は、評価すべき項目の場合にチェックし、評価すべき項目でない場合は空白のままとする。 ② 削除項目のある場合は削除後の評価項目数を母数として、比率(%)計算の値で評価する。 ③ 評価値(%) = { () 評価数 / () 対象評価項目数 } × 100 ④ 評価対象項目数が2項目以下の場合は、全て該当してもc評価とする。				(減点) 該当すれば d 評価とする。 ☐ 出来ばえが劣っている。
	暖冷房衛生設備工事						
	機械設備工事						
	工事比率						
			該当項目が80%以上.....a 該当項目が70%以上80%未満b 該当項目が70%未満.....c 工事比率の算出 請負金額 千円 機械 千円 その他 千円 (機械金額 千円 ÷ 請負金額 千円) × 100 = % 評価 (機械評価値 % × 工事比率 % + その他評価値 % × 工事比率 %) ÷ 100 = %				

※ 1. 全体的な仕上がり状態、機能を評価する。
 ※ 2. 出来ばえの評価は、全体的な仕上がり状態、形状、配置及び関連工事との調和、目的物としての機能などについて、観察、計測等により技術的な評価を行う。

考査項目別運用表（共通）

H28.4.1 適用
 （建築、電気、機械、建築解体 検査員用）

考 査 項 目	総 合 評 価 履 行 の 該 当 項 目 一 覧 表		
7. 法令遵守等	総合評価履行		
	【市内企業の施工比率を規定した総合評価落札方式入札工事】 市内企業施工確認		
	加算点を得た項目 (A)	達成確認の項目 (B)	施 工 計 画 に お け る 評 価 対 象 項 目
	☐	☐	市内企業（一次下請け企業含む）の施工比率 9 5 %以上
	☐	☐	市内企業（一次下請け企業含む）の施工比率 6 0 %以上 9 5 %未満
	☐	☐	
	☐	☐	
	☐	☐	
	☐ 該当なし		
	- 点		
① 本評価は、市内企業の施工比率を規定した総合評価落札方式の工事について行う。 ② 当初申告された「市内企業の施工比率」の達成状況について行う。 ③ 達成できなかった場合は、3点減点とする。			
※ 請負工事成績採点表の7. 法令遵守等に記入			